

埼玉県警察特殊標章等の交付に関する要綱

平成 19 年 1 月 5 日

備 第 6 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察特殊標章等の交付に関する要綱の制定について（通達）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）及び国家公安委員会・警察庁国民保護計画（平成 17 年警察庁丙備企発第 61 号）に基づき、埼玉県警察特殊標章等に関する要綱を別添のとおり制定し、平成 19 年 1 月 5 日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

## 別添

### 埼玉県警察特殊標章等の交付に関する要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第158条第2項第3号の規定に基づき、埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）が行う特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の交付等に関する基準、手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 交付

1 本部長は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）において、次に掲げる者から、警備部危機管理課長（以下「危機管理課長」という。）を経て特殊標章等に係る交付申請書（別記様式第1号）を受けた場合は、申請に虚偽があると認められる場合を除き、当該申請に係る特殊標章等を交付するものとする。

- (1) 埼玉県警察の職員で国民保護措置（国民保護法第2条第3項に規定する国民の保護のための措置をいう。以下同じ。）に係る職務を行うもの
- (2) 本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

2 危機管理課長は、特殊標章等の交付状況を、特殊標章等交付台帳（別記様式第2号）により管理し、これを保管するものとする。

一部改正〔平成20年第2725号、26年第741号〕

#### 第3 様式

- 1 特殊標章の種類は、腕章、帽章、ヘルメット章、場所章、自動車章、自動二輪車章、航空機章及び船舶章とし、その色、材質及び制式は、それぞれ別図第1号から第8号までのとおりとする。
- 2 身分証明書の様式は、別表第1号のとおりとする。

#### 第4 有効期間

身分証明書の有効期間は、交付を受けようとする者が行う国民保護措置に係る職務若しくは業務又は国民保護措置の実施に必要な援助についての協力の内容その他の事情を勘案して本部長が定めるものとする。

## 第5 書換え

身分証明書の交付を受けた者は、当該身分証明書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を危機管理課長を経て本部長に申し出て、その書換えを受けなければならない。

一部改正〔平成20年第2725号、26年第741号〕

## 第6 再交付

1 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等が著しくき損し、又は汚損した場合は、その旨を危機管理課長を経て本部長に申し出て、特殊標章等の再交付を受けることができる。この場合において、き損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、紛失、盗難又は滅失により特殊標章等を失った場合は、遅滞なくその旨を危機管理課長を経て本部長に申し出て、特殊標章等の再交付を受けなければならない。

一部改正〔平成20年第2725号、26年第741号〕

## 第7 返納

1 特殊標章等の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく特殊標章等を返納しなければならない。

- (1) 対処基本方針（事態対処法第9条第1項の対処基本方針をいう。）が廃止されたとき。
- (2) 身分証明書の有効期間が満了したとき。
- (3) 第2の1各号に掲げる者のいずれにも該当しなくなったとき。

2 第6の2の規定により特殊標章等の再交付を受けた者は、失った特殊標章等を発見したときは、遅滞なく当該発見した特殊標章等を返納しなければならない。

## 第8 使用

1 特殊標章等の交付を受けた者は、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務若しくは業務を行い、又は国民保護措置の実施に必要な援助について協力する場合は、特殊標章等を使用するものとする。この場合において、特殊標章の表示については次表によるものとする。

腕章	左腕に装着する。
帽章及びヘルメット章	右側面にちょう付する。
場所章	見えやすい場所に表示する。
自動車章及び自動二輪車章	上面及び両側面にちょう付する。
航空機章	両側面にちょう付する。
船舶章	見えやすい場所に表示する。

- 2 前項の場合においては、身分証明書を常に携帯し、関係人から求められた際は、これを提示しなければならない。

## 第9 禁止事項

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、武力攻撃事態等における国民保護措置に係る職務若しくは業務を行い、又は当該国民保護措置の実施に必要な援助について協力する場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

## 第10 貸与

- 1 本部長は、国民保護措置についての訓練が行われる場合において、必要があると認めるときは、当該訓練に参加する者に対し、相当の期間を定めて特殊標章を貸与するものとする。この場合において、貸与を受ける期間が満了したときは、遅滞なく返納するものとする。
- 2 特殊標章の貸与を受けた者は、武力攻撃事態等であると誤認させるような方法で、当該特殊標章を使用してはならない。

### 実施日

この通達は、平成 19 年 1 月 5 日から実施する。

実施日（平成 20 年 9 月 30 日務第 2725 号）

この通達は、平成 20 年 10 月 1 日から実施する。

実施日（平成 26 年 3 月 20 日務第 741 号）

この通達は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

【別図、別表及び別記様式省略】